（教示）

1　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第20号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

平成24年8月28日

東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一

1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
抵当権者
静岡市上桶屋町39番地
水上源太郎

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
菊川市堀之内字古井戸195番2　公衆用道路　138㎡　基準地積138.43㎡　菊川市堀之内字古井戸201番3　公衆用道路　191㎡　基準地積191.60㎡
②　権利価額　61,992円　85,848円
③　清算金精算額交付金　147,840円
供託すべき金額　147,840円
④　土地所有者
静岡市茶町二丁目1番地　南城市六
⑤　土地区画整理法第95条6項により金銭清算
同法第104条第1項により消滅

（教示）

1　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

仙台市泉区山の寺一丁目一番一四号
株式会社A&A
代表清算人　荒谷　昭夫

解散公告

当法人は、平成二十四年七月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

秋田県仙北市角館町大風呂一番地一
特定非営利活動法人秋田ふくしハートネット
清算人　久米　力

解散公告

当社は、平成二十四年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

福島県伊達市片町二〇番地
株式会社片町企画
代表清算人　野田　拓男

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

千葉県印旛郡酒々井町上岩橋一〇六番地一
○　エクセル酒々井二〇三号
特定非営利活動法人ちばお葬式相談センター
清算人　大坂　和男

解散公告

当社は、平成二十三年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

千葉県富里市大字御料一四九番地四〇
有限会社鳳電子
清算人　鈴木重三郎

解散公告

当法人は、平成二十四年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都港区南青山一丁目一五番一八号リーラ乃木坂八階
特定非営利活動法人全日本ブライダル協会
清算人　結城　由美

解散公告

当社は、平成二十四年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると
綜合事務所内　有限会社ホテルクオリティ
清算人　藤戸　龍浪

解散公告

当社は、平成二十四年八月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると
綜合事務所内
有限会社西明石インベストメンツ
清算人　藤戸　龍浪